

別表3

## 適合性判定手数料

(単位：円・税込)

対象床面積 (㎡)	標準入力法			モデル建物法		
	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
300～1000未満	220,000	165,000	132,000	132,000	88,000	66,000
1000～2000未満	319,000	209,000	165,000	198,000	99,000	77,000
2000～5000未満	429,000	286,000	242,000	253,000	165,000	121,000
5000～10000未満	561,000	407,000	319,000	319,000	231,000	176,000

- ※1 省エネ適合性判定に係る判定手数料は、次のA種、B種、C種に掲げる用途（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第一号イの用途で、計算に用いた用途をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- ※2 床面積は建築基準法による延べ床面積とする。ただし、建築物の一部が計算対象外となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積とする。
- ※3 計算対象設備を有しない建築物の場合の手数料は別表3によらず33,000円（税込）とする。
- ※4 複合建築物の場合、非住宅部分により手数料を判定する。なお住宅部分が300㎡（高い開放性を有する部分を除く）以上であり、所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として3300円（税込）を加算する。
- ※5 1棟に用途分類が複数ある場合は次のとおりとする。A種が一部にでも含まれる場合はA種とする。A種が含まれず、B種が一部にでも含まれる場合はB種とする。
- ※6 計画変更の料金は計画変更時の面積に応じて別表3から算定される手数料の50%の額とする。ただし、次の場合は別表3に相当する額とする。
- ①計算方法を変更（モデル建物法から標準入力法等）する場合。
- ②直前の判定を他機関又は所管行政庁から受けている場合。
- ※7 軽微な変更（ルートB）に係る場合は計画変更に係る手数料の20%の額とする。
- ※8 増改築の場合、既存部分を含めた面積により算定する。ただし既存部分のBEIにデフォルト値を用いる場合は増改築部分の用途・面積により算定する。
- ※9 床面積が10,000㎡以上の手数料は別途見積りとする。

(参考) 建築物エネルギー消費性能等を定める省令第10条第1項第一号イの用途

A種	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
B種	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
C種	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの